

別紙様式 1

平成25年度「きめ細かな学習指導や教育の情報化の支援等のため
事務部門の強化対応を行う学校」当初計画書

拠点校名 宇部市立上宇部中学校

1 実施目的

- (1) 学校事務の効率化・集中化を図るとともに、教員が教育に専念できるような環境を整備するため、学校における事務処理の体制づくりを行う。
- (2) 学校が主体的に教育活動を行い、保護者や地域住民に対して説明責任を果たしていくため、自主的な学校運営が行えるような学校事務の分野において支援を行う。
- (3) 宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び各学校間との連携を深め、学校事務を組織的・効率的に行うことにより、より正確で質の高い事務を提供する。
- (4) 事務職員が学校運営に積極的に参加することにより学校の活性化につなげる。

2 実施方法

- (1) 研究組織（組織名）、構成員 別紙参照

(2) 運営方法

- ① 「学校事務の共同実施要綱」による。別紙参照
- ② 「宇部市小・中学校事務共同実施運営協議会設置要綱」による。別紙参照
- ③ 「宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱」による。別紙参照

(3) 共同実施会等の開催回数

- ① 共同実施運営協議会 _____ 年2回程度（5・2月）
- ② 共同実施会 _____ 「宇部市小・中学校事務共同実施会設置要綱」による。
・ブロック（年3回：6月、10月、1月）
・全体（年5回：4月、5月、7月、8月、2月）
- ③ 事務職員研修 _____ 中堅・若年事務職員対象（年2回：8月、10月）
- ④ 訪問支援・指導助言業務 _____
├── 連携校・拠点校（年2回程度：1学期、2学期）
├── 新規採用・臨時的任用・若年事務職員所属校（随時）
└── 事務職員単数配置大・中規模校（随時）

(4) その他

- ① 共同実施に係る情報を共有するため、県下の共同実施組織との連携を図る。
- ② 共同実施の取組を円滑に行うため、宇部市小中学校事務研究会との連携、調整を図る。

3 実施内容

(1) 事務部門の強化対応に係る業務（教員の事務負担軽減） <<②は新規取組>>

- ① 文書・学校徴収金事務における取扱要綱等による市内共事事務処理システムの定着化
- ② 就学援助費に関わる事務処理システムの統一化

(2) 事務処理の効率化・統一化に係る業務（学校事務の適正・効率的執行）

<<①②は新規取組>>

- ① 事務職員定例業務における処理方法の統一化に向けた事務改善
- ② 教員との連携による学校事務の適正かつ効率的な処理に向けた改善

(3) 事務職員の資質能力向上等に関する研修（事務職員の資質能力向上）

《①②③は新規取組》

- ① 学校運営への参画、学校の総合力向上に関する研修
- ② 市財務会計システムに関する研修（業務フロー、操作方法等）
- ③ 情報管理・発信、PC操作に関する研修（Webページ作成、データ処理・管理）
- ④ 実務に関する研修（給与、旅費、サービス、市会計等）
- ⑤ 中堅・若年事務職員を対象とした研修
- ⑥ その他資質能力向上に関する研修

(4) 拠点校運営責任者による業務（事務職員の学校運営への参画に向けた支援）

《④は新規取組》

- ① 市教委グループウェア（スカイ・スクール・エージェント）を活用した様式・参考資料等の共有化
- ② 教職員への情報提供に関する事務だよりの発行（適宜）
- ③ 備品の共同購入に係る事務（業者への見積書提出依頼）
- ④ 財務会計システムによる備品の有効活用に向けた事務

(5) 共同実施事業の周知に向けた業務

《①は新規取組》

- ① 共同実施と各学校Webページのリンク等による地域、保護者への情報提供
- ② 共同実施だよりの発行（年3回）
- ③ 教職員対象アンケートの実施
- ④ 実施内容に対する評価の実施（校内、全体）

(6) 拠点校運営責任者による訪問支援業務（新規採用・臨時的任用事務職員所属校等への支援）

《①オカは新規取組》

- ① 連携校、拠点校への支援
 - ア 管理職等への実施内容の周知、校内取組に対する協力依頼
 - イ 文書・学校徴収金取扱事務処理システムの定着化に向けた支援、指導助言
 - ウ 諸手当認定書類、年末調整関係書類の確認、指導助言
 - エ サービス関係書類と諸手当・旅費関係書類の照合・確認、指導助言
 - オ 定例業務における処理方法の統一化に向けた事務改善に対する支援、指導助言
 - カ 事務職員の学校運営への参画等に対する支援、指導助言
- ② 新規採用・臨時的任用・若年事務職員所属校への支援、指導助言
- ③ 事務職員単数配置大・中規模校（市事務補助職員未配置校）への支援、指導助言
- ④ その他の支援、指導助言

(7) 市教育委員会、関係機関との連携（学校間及び市町教育委員会と各学校間の連携）

- ① 市費関係既存事務の効率的な処理に向けた協議（総務課・学校給食課等業務）
- ② 校長会等関係団体への共同実施の周知、学校全体での取組推進に対する協力依頼

4 その他

- (1) 兼務発令による運営責任者の支援業務における県内統一のガイドラインが必要である。
- (2) 円滑な共同実施が行えるよう、活動に係る旅費の継続的な予算措置が必要である。